

需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業の概要

令和6年度持続的生産強化対策事業のうちの戦略作物生産拡大支援における需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業の概要については、この概要に定めるとおりとする。

なお、この事業の概要は、現時点において想定しているものであり、最終的な事業内容については、令和6年度予算成立後に制定される持続的生産強化対策事業実施要領（以下「事業実施要領」という。）、持続的生産強化対策事業推進費補助金等交付等要綱（以下「交付等要綱」という。）において定められることとなるので、あらかじめ御了承願いたい。

第1 趣旨

本事業は、品種育成者又は実需者が中心となり、ニーズのある輸出用米、中食・外食向けの米、加工用米、麦・大豆等の品種の供給拡大に向けて、複数の種子場において種子生産の拡大を図る場合に必要となる経費や、これらに取り組む種子場が新たに原種生産に取り組む場合に必要な機械の導入を支援する。

第2 事業の内容

1 事業の取組内容

本事業の内容は、以下のとおりとし、事業実施主体は以下の各事業のメニューの中から必要な取組を選択し、実施するものとする。

なお、本事業において、「需要対応品種」とは、消費者や実需者からの需要があるにもかかわらず、十分な質及び量の供給が行えていない品種の米、麦、大豆であって、米については、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 輸出用に仕向けることを前提としているもの
- ② 加工用に仕向けることを前提としているもの
- ③ 中食・外食用に仕向けることを前提としているもの
- ④ その他品種の特性から、消費者又は実需者から今後の需要拡大が見込まれるもの

(1) 多様なニーズに対応した種子供給体制の確立

複数の種子場が連携していること、又は種子場が種子供給先の複数都道府県の生産者と連携していること（以下「広域連携」という。いわゆる奨励品種については、複数都道府県域にまたがって連携している場合に限る。以下同じ。）により種子供給体制を効率化し、需要対応品種の種子を安定的に供給するため、以下のメニューのうち必要な取組を行う。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

ア 広域連携検討会議の開催

品種育成者（育成者権者、育種家又はこれらと同等の知見を有する者。以下同じ。）や実需者、種子生産の広域連携参加者（都道府県、市町村、農業者団体、農業者、民間事業者等）等により構成される広域連携検討会議を開催する。

イ 安定供給のための追加的な種子の生産・備蓄

需要対応品種等の種子を安定的に供給するため、広域連携により種子の供給を拡大することとなった場合に、不測の事態に備えて追加的な種子の生産及び備蓄を行う。

ウ 種子生産に係る技術検討会の開催

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、品種育成者、農業試験場、普及機関等により構成される技術検討会を開催する。また、必要に応じて種子生産に係る先進地の調査を行う。

エ 種子生産に係る実証を行うほ場の設置

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の効率的な生産技術を確立するため、栽培方法の実証を行うほ場を設置する。

オ 種子生産技術の普及

需要対応品種の種子を生産する地域において、当該種子の生産技術を普及するため、マニュアルの作成及び現地研修会を行う。

(2) 原種生産の効率化に必要な機械の導入支援

(1) の取組に参加する種子場において、新たに需要対応品種の原種生産に取り組み、又は、原種生産の拡大に取り組み、それらの生産量を拡大する場合に、種子の生産・調製に必要な農業機械のリース導入又はレンタル

2 補助要件

(1) 事業の内容が、3 (1) に基づき設定する成果目標の達成に結びつく取組であること。

(2) 事業の対象となる米、麦、大豆が需要対応品種であること。

(3) 事業実施主体が以下の要件を満たしていること。

ア 1 (1) の取組を行う場合は、品種育成者及び実需者を含み、かつ、需要対応品種の種子の広域連携していること。

なお、原種生産のみを行う種子場の場合は、種子場内生産者の連携があれば広域連携がなされているとみなすものとする。

イ 1 (2) の取組を行う場合は、1 (1) の取組を行うとともに、2 (4) の要件を満たすこと。

ウ 本事業の事務手続を適正かつ効率的に行うため、①代表者及び意思決定の方法、②事務・会計の処理方法及びその責任者、③財産管理の方法、④公印の管理、使用及びその責任者、⑤内部監査の方法等を明確にした運営等に係る規約（以下「規約」という。）が定められていること。

エ 規約において、一つの手続につき複数の者が関与する等、事務手続に係る不正を未然に防止する仕組みが設けられており、かつ、その執行体制が整備されていること。

オ 必要に応じて議決権を持たないオブザーバーを置き、オブザーバーが会議に

出席して意見を述べることができる体制が整備されていること。

カ 3の成果目標を立てていること。

(4) 農業機械のリース導入又はレンタルに係る要件

需要対応品種の原種の生産拡大に伴う種子の生産性の向上及び事業の成果目標の達成に必要な機械（アタッチメントを含む。）であり、次の基準を満たす機械リース導入又はレンタル（以下「導入等」という。）に要する経費を補助するものとする。

なお、国等の他の助成事業で支援を受けている又は受ける予定となっている取組及び取組の実施や経費の根拠が不明確で履行確認ができない取組については、補助対象としないものとする。

また、本事業で補助対象とする機械については、農業用機械施設補助の整理合理化について（昭和57年4月5日付け57予第401号農林水産事務次官依命通知）の基準は適用しないものとする。

ア 導入等する機械ごとに50万円以上とし、補助上限は1,000万円までとする。

イ リース導入する機械については、原則、新品であること。ただし、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）が必要と認める場合は、事業実施主体が適正と認める価格で取得された機械であって、中古農業機械等（法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数をいう。以下同じ。）から経過期間を差し引いた残存年数（年単位として、1年未満は切り捨てる。）が2年以上の農業機械をいう。）も対象とすることができるものとする。

ウ 農業機械の範囲

農業機械の範囲は、需要対応品種の種子の生産拡大に必要なものであり、種子の生産・出荷量等に応じた適正な処理能力を有するものとする。ただし、次に掲げる機械は対象機械の範囲から除くものとする。

(ア) 農業機械のうち、トラクター、トラック、パソコン、フォークリフト、シヨベルローダー、バックホー、GPSガイダンスシステム（農業用機械に設置するものを除く。）等、汎用性の高いもの。

(イ) 販売業者により設定されている希望小売価格又はこれが設定されていない場合は一般的な実勢価格が消費税を除いて50万円未満のもの。

(ウ) 導入等する機械の能力・規模が、受益面積の範囲等からみて不適なもの、既存の機械等の代替として同種・同能力のもの（いわゆる更新と見込まれるもの）。

エ 機械の利用条件

事業実施主体が、別紙3の事業実施計画に機械利用者を定める場合に限り、当該利用者は、事業実施主体が導入等した機械を利用することができる。

オ リース契約の条件

本事業の対象とするリース契約は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

(ア) 事業実施計画に記載された機械に係るものであること。

(イ) リース事業者は原則として一般競争入札等で選定すること。

(ウ) リース期間は法定耐用年数以内であること。

(エ) 国から他に直接又は間接に補助金等の交付を受けておらず、かつ、受ける予定がないものであること。

(オ) スマート農機（収量コンバイン等）を導入又はリース導入する場合をリース導入する場合、そのシステムサービスの提供者が、「農業分野におけるAI・データに関する契約ガイドライン」（令和2年3月農林水産省策定）で対象として扱うデータ等を取得するのであれば、事業実施主体は、そのデータ等の保管について、同ガイドラインに準拠した契約を締結すること。

カ リース料の助成額

リース料助成額は、対象機械ごとに次に掲げる a 及び b の算式に基づき計算し、それぞれ千円未満を切り捨てた額のいずれか小さい額の合計額とする。なお、算式中のリース物件価格及び残存価格は消費税を除く額とし、リース期間は機械利用者が機械を借り受ける日から当該リースの終了予定日までの日数を365 で除した数値の小数第3位の数字を四捨五入して小数第2位で表した数値とする。

a リース料助成額＝リース物件価格×（リース期間／法定耐用年数）×1／2以内

b リース料助成額＝（リース物件価格－残存価格）×1／2以内

3 成果目標

(1) 本事業の成果目標年度は事業完了年度の翌年度とし、成果目標は、原則として、事業開始前年度と比較し、事業完了年度の翌年度の需要対応品種の一般種子の供給量として事業実施計画に記した目標数量まで増加させることとする。

(2) 事業実施期間は、3年以内とする。

4 審査基準

別表のとおりとする。

第3 事業実施計画等

1 事業実施計画の作成

事業実施主体は、別紙3により事業実施計画を作成し、農産局長に提出する。

2 事業計画の変更

重要な変更に係る手続は、交付等要綱に掲げる変更の他、別紙3の事業実施計画における目標年度の成果目標値の増減がある場合に行うものとする。

第4 点検評価等

1 事業実施状況の報告

事業実施主体は、事業完了年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に成果目標の達成状況を報告するものとする。

2 事業の評価

(1) 事業実施主体は、自己評価を行い、目標年度の翌年度の7月末日までに、農産局長に報告するものとする。

- (2) 農産局長は、(1)の自己評価の報告を受けた場合には、遅滞なく、その内容について点検評価し、その結果を踏まえた評価所見を作成するものとする。
- (3) 農産局長は、(2)で作成した評価所見について、評価検討委員会に諮るものとし、農産局長は、評価検討委員会の意見を踏まえ、最終的な評価結果を取りまとめるものとする。

この場合において、農産局長は、評価検討委員会が意見聴取を行うとき、必要に応じて事業実施主体に指示して、事業の取組内容を評価検討委員会に説明させることができるものとする。
- (4) 農産局長は、(3)により取りまとめられた最終的な評価結果を公表するものとする。
- (5) 農産局長は、(2)の点検評価の結果、成果目標が達成されていないと判断する場合は、当該事業実施主体に対し、目標達成に向けて取り組むよう指導を行い、指導を行ってから1ヶ月以内に、目標達成に向けた改善計画を提出させるものとする。

第5 その他

- 1 環境負荷低減及び農作業安全の向上を図るため、事業実施主体は、事業実施要領に定めるところにより、本事業に従事する協議会構成員のうち農業者全員にチェックシートを配布・回収するものとする。

別表（審査基準）

事業の要件を満たす場合であっても、次の事項に該当する者は採択しないものとする。

- ・過去3ヶ年に「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年法律第179号）第17条第1項又は第2項に基づく交付決定取消のある応募団体（共同機関を含む。）
- ・効率性及び加算を除く1及び2の審査基準のうち1項目でも0ポイントとなった場合

1 共通の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
有効性 【目的・目標の 妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業テーマに適切に対応し、政策性を有する提案課題となっているか。 ・事業実施の目的・目標が、具体的かつ明確に設定されているか。 ・目標の達成を判断するために、適切な指標を設定しているか。 ・目標の達成により、事業テーマに応じた我が国農業が抱える課題の解決に向けた効果が期待できるものとなっているか。 	十分認められる。	5
		おおむね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
効率性 【事業実施計画 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・目標達成のための妥当なスケジュールであるか。 ・予算計画は妥当なものになっているか。 ・目標達成に必要な取組内容を過不足なく取り上げているか。 ・事業実施計画における取組内容間の関係及び順序は適切か。 	十分認められる。	5
		おおむね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
実現性 【事業実施体制 の妥当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・事業を的確に遂行するために必要な実施体制、事業整備等を有し、役割分担、責任体制が明確になっているか。事業を推進するために効果的な実施体制となっているか。 ・事業代表者に十分な管理能力があるか。関連する取組の経験、実績を相当程度有しているか。 ・特定の事業実施場所を選定する事業にあつては、事業内容に適した事業実施場所が選定されているか。 ・事業遂行に係る経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力を有しているか。 	十分認められる。	5
		おおむね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0
公益性 【国の支援の妥 当性】	<ul style="list-style-type: none"> ・申請内容は、事業の趣旨に則ったものであるか。 ・成果の享受が特定の受益者のみにとどまらず、公益的な波及効果が期待されるか。 ・新たな技術開発等に係る事業にあつては、技術の進歩に画期的な役割を果たし、新しい産業の創出へ発展の手掛かりが期待できるなど、提案課題に新規性・先進性が期待されるか。 	十分認められる。	5
		おおむね認められる。	3
		一部認められる。	1
		認められない。	0

2 需要に応じた種子生産・供給体制構築支援事業の審査基準

審査基準	評価項目	配分基準	ポイント
① 必要性	・取組の対象とする需要対応品種について、需要対応品種であることが客観的に示されているか。	5つ満たす。	5
	・取組の対象とする需要対応品種について、種子の供給に広域連携が必要と認められるか。	4つ満たす。	4
	・取組の対象とする需要対応品種について、事業実施計画が需要対応品種の種子の供給量増加に資するものとなっているか。	3つ満たす。	3
	・取組の対象とする需要対応品種について、事業実施計画が今後の普及が見込まれるものとなっているか。	2つ満たす。	2
	・喫緊の課題として本事業に取り組む必要が示されているか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
② 費用対効果	・事業の実施により得られる直接的な効果（アウトプット）が、事業に要する費用に対し十分なものとなっているか。	5つ満たす。	5
	・事業の実施により得られる直接的な効果（アウトプット）が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。	4つ満たす。	4
	・事業の実施により得られる波及的な効果（アウトカム）の目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。	3つ満たす。	3
	・事業の実施により得られる波及的な効果（アウトカム）の目標が、事業に要する費用に比して十分に大きなものとなっているか。	2つ満たす。	2
	・事業の効果が事業実施後も継続的に発揮されると見込まれるか。	1つ満たす。	1
		1つも満たさない。	0
③ 加算	・申請者が以下の項目にそれぞれ該当していると認められるか。	2つ満たす。	2
	1 補助事業者の構成員が、環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律（令和4年法律第37号。以下「法」という。）に基づき、以下のいずれかの計画の認定を受けている場合又は交付決定までに認定を受ける見込みがある場合。 ①法第19条第1項に規定する環境負荷低減事業活動実施計画 ②法第21条第1項に規定する特定環境負荷低減事業活動実施計画 ③法第39条第1項に規定する基盤確立事業実施計画	1つ満たす。	1
	2 農業機械の自動走行・直進走行や機械収穫に適した形質を有する品種の導入、畝間の拡大、農業用ドローンの稼働率を高めるための作期分散等、スマート農業技術に対応した栽培体系への見直し等を検証するための取組等、スマート農業技術に対応した生産方式の変革を行う場合。	1つも満たさない。	0